

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会
早期事業再生検討ワーキンググループの設置について

令和 7 年 9 月
産 業 組 織 課

1. 趣旨（設立背景）

令和 6 年 6 月、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の下に、「事業再構築小委員会」を設置し、小委員会を 6 回開催し、令和 7 年 2 月に報告書を取りまとめた。本報告書では、日本企業の債務残高や倒産件数が増加する中、事業者が早期での事業再生に取り組める制度基盤を整備する観点から、金融債権者の多数決と裁判所の認可により、金融債務の整理を可能とする法制の整備に向けた検討を取りまとめた。

本報告書を受けて、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（早期事業再生法）」が第 217 回通常国会にて成立したところ。

本法の施行に向けて、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の下に、新たに「早期事業再生検討ワーキンググループ」を設置し、事業再生に携わる実務家を中心に制度の詳細や運用について議論を行うこととする。

2. 想定される主な審議事項

- ・ 対象債権者 / 対象債権の範囲
- ・ 経済的窮境に陥る「おそれ」のある事業者かどうかの要件（債務整理の必要性）
- ・ 早期事業再生計画の記載事項・要件
- ・ その他各種詳細手続
- ・ 指定確認調査機関の指定要件 / 確認調査員の要件
- ・ 従業員の協力を得るための措置の在り方 等

3. 想定されるスケジュール

2025 年 10 月頃に第 1 回開催する。これ以降、2026 年 3 月までに 4 ～ 5 回程度開催し、2025 年度内にとりまとめを行う予定。

早期事業再生ワーキンググループの委員構成案

【座長】

山本	和彦	中央大学法務研究科教授
----	----	-------------

【委員】

鐘ヶ江	洋祐	長島・大野・常松法律事務所弁護士
-----	----	------------------

菅野	百合	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士
----	----	-----------------------

杉本	純子	日本大学法学部教授
----	----	-----------

中村	吉伸	株式会社 KPMG FAS 執行役員パートナー
----	----	-------------------------

山崎	良太	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士
----	----	-----------------------

四十山	千代子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
-----	-----	----------------------